



オークション統一運営マニュアル

JU 青森

JU 岩手

JU 秋田

JU 山形

JU 宮城

JU 福島

2012年4月1日 統一発行

2016年3月1日 改定

2019年2月1日 改定

2020年9月1日 改定

1. 東北ブロック追加ルール制定の目的

この追加ルールは、中商連オートオークション統一ルールに定めのない事項を JU 東北が追加して規定することにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この追加規約の効力

この追加ルールと東北ブロック傘下の商組規約が抵触した場合は、この追加ルールが優先します。

3. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ① 成約車両の書類有効期限は、主催商組に書類到着日を含む 31 日以上あるものとします。
- ② 出品車両の走行距離がマイル表示の場合、マイル表示を 1.6 倍に換算し、キロメートルにて走行距離欄に記入してください。
また、走行距離計が示すマイル表示は、出品店申告欄に記入してください。
- ③ 車体番号が不鮮明等で確認できない場合は、出品できません。
- ④ キャビン交換車は、メーターパネルも交換されているものとみなします。よって、メーター交換記録、もしくはメーターパネル移設を証する書面の提出がない場合は、「メーター改ざん車」として取扱います。
- ⑤ 出品店の申告による名義変更期限（書類有効期限）は、最短でもオークション開催日を含む 20 日以上（軽自動車は 15 日以上）必要となります。
- ⑥ 出品受付後、出品店都合による出品取消および主催商組の判断で出品取消をした場合においても、出品料を請求させていただきます。
- ⑦ 成約車両代金の支払は、当該オークション開催日における成約車両すべての書類提出の完了を要件にお支払い手続きを行います。

4. 落札店注意事項（中商連オートオークション統一ルールの補足）

- ① 車内積み込み部品の有無に関するクレーム申立は、搬出前までとします。
- ② 落札価格 10 万円以下の車両は、ノークレームとします。但し、虚偽の申告は除く。
- ③ 落札車両を解体処理（解体報告）する場合は、必ず主催商組より書類受領後に行ってください。書類受領前に行い、問題が生じた場合は、全て落札店の責任となり、重量税、自賠責残等の返金も致しません。
尚、永久抹消をされた車両の名義変更処理は、現在登録証明書にて対応致しますので、落札店でご用意するものとする。
- ④ 主催商組に申立したクレームの解決に関わらず、当該オークションからの請求総額は期限内に主催商組へ支払わなければなりません。
- ⑤ 落札店は、落札車両の登録名義変更完了後、速やかに登録証の写しを商組まで送付する。落札店の名義変更期限は、オークション開催日の翌月末日又は書類有効期限のいずれか短い方とします。

5. 還付請求権の譲渡通知の取扱いについて

主催商組は、通常、自動車税還付請求権の譲渡通知書の取扱いはいたしません。出品店の責任にて保管してください。

但し、落札店が、同年度内に抹消登録および移転登録後の抹消登録をした場合等で、主催商組に還付書類の請求があった場合、出品店は請求に応じなくてはなりません。

なお、出品店が提出した還付書類の不備等により落札店から差替えを求められた場合は、主催商組が出品店へ差替え依頼をしてから7日以内に対応しなければなりません。

出品店より還付請求権の譲渡通知書の提出がない場合は、還付金相当額を支払っていただきます。

落札店は、同年度内に抹消登録および移転登録後の抹消登録をする場合、事前に自動車税の還付手続きに必要な還付書類がそろっているかを確認してください。

6. 取引計算書の取扱いについて

オークション取引後、主催商組から発信すべき取引計算書が発信されなかった場合は、主催商組に確認を行ってください。

取引計算書が通知されていない等の理由による代金支払い延長は、受付いたしません。

7. 軽自動車の預り自税相当額について

軽自動車に限り、自税相当額を下記の通りと致します。

車種区分	平成28年3月オークション～	名変完了後
乗用車・貨物車問わず	一律 13,000円	名変確認後、返金致します

8. 成約車両の抹消依頼について

落札店は、オークション当日に限り、抹消依頼をすることが出来ます。

但し、抹消依頼は成約車両の車検切れ（ナンバー付）又は車検残がオークション開催日の翌月迄の車両に限る。

出品店は、書類提出期限内に抹消書類を商組に提出する。

9. 落札車両の書類交付後の不備について

落札店に書類交付をしてから、書類不備が発覚した場合

出品店は主催商組より依頼を受けてから7日以内に主催商組に提出する。

7日以降は、中商連統一ルール別表IVペナルティ裁定基準⑤に準じる。

・ペナルティ1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する。

10.附則

このJU東北統一運営ルールマニュアルは、2012年4月1日から施行します。

11.改定記録

2016年3月1日 改定

2019年2月1日 改定

2020年9月1日 改定

以上